

山口市交流促進空家活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に所在する空家を優れた地域資源として活用し新たな交流を作り出す、先駆的な空家活用事業を対象に、空家の改修事業費及び交流事業費に対する支援を行うとともに、補助対象者がクラウドファンディングを活用して自己資金の調達を図る場合には、クラウドファンディングに係る手数料についても支援することにより、関係人口の増加を通じた地域の活性化を図り、もって本市への移住定住を促進することを目的として行う山口市交流促進空家活用事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家

個人が居住を目的として建築したものであって、現に人が居住していない本市の区域内に所在する住宅及びその土地

(2) 空店舗

過去に商業活動又は事務所の用に供していた実績がある建物であって、現に利用されていない本市の区域内に所在する店舗又は事務所及びその土地

(3) 自己調達

補助対象者が自ら事業に必要な資金を調達することをいう。

(4) 自己資金

前号により補助対象者が調達した資金をいう。

(5) 農山村エリア

仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東の各地域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の要件を全て満たす個人又は団体とする。

(1) 3年以上継続して本補助金の対象となる事業を実施する意思があること。

(2) 社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする者。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者から除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当する者であるとき。

(2) 山口市から指名停止措置を受けている者であるとき。

(3) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であるとき。

(4) 市税を滞納している者であるとき。

(補助対象物件)

第4条 本補助金の交付の対象となる空家及び空店舗（以下「補助対象物件」という。）は、第9条の補助金の交付申請を行う日において次の全ての要件を満たすものとする。

なお、補助対象物件は、申請者において確保するものとする。

- (1) 本市の区域内に所在する空家又は空店舗であること。
- (2) 現に人が居住していないこと。
- (3) 本補助金の交付の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）に、現に着手していないこと。
- (4) 補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、国、地方公共団体（山口市含む。）及びそれらの外郭団体からの補助を受けていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- (6) 補助対象物件の所有者が本事業を理解するとともに、申請者が本補助金の交付決定後、速やかに、補助対象工事等に着手し、かつ、本補助金の交付後3年以上継続して補助対象物件を使用することを約していること。

（補助対象事業等）

第5条 本補助金は、別表1に定める事業を行うために必要な経費であって、別表2に定める補助対象経費のうち、市長が適当と認めるものについて補助するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象から除く。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした事業であるとき。
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業であるとき。
- (3) 法律等で活動内容が規定されている事業（医療保険事業、介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業であるとき。
- (4) 国、地方公共団体又はそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となるとき。
- (5) 過去に本補助金の交付を受けたことのある事業の次年度以降の展開における事業であるとき。

（補助金額）

第6条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助対象者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（審査会の開催）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める山口市交流促進空家活用事業補助金応募要領に従い、審査会開催の1か月前までに山口市交流促進空家活用事業審査会参加意向申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また、審査会開催の2週間前までに山口市交流促進空家活用事業審査会参加申込書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 概算収支予算書（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、毎年度、1事業者につき1事業に限るものとする。
 - 3 市長は、申請された事業について評価を行うため、山口市交流促進空家活用事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。
 - 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、審査会を開催し、その評価結果に基づき、認定する事業（以下「認定事業」という。）には、山口市交流促進空家活用事業認定通知書（様式第3号）により、不認定とする事業には、山口市交流促進空家活用事業不認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
 - 5 市長は、前項の規定による事業の認定を行う場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（認定の辞退）

第8条 前条第4項の規定による認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ山口市交流促進空家活用事業認定辞退届出書（様式第5号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第9条 認定事業者は認定通知書受領後、9月末日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに山口市交流促進空家活用事業補助金交付申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業計画書（別紙4）
- (2) 収支予算書（別紙5）
- (3) 企画提案に対する同意確認書（別紙6）
- (4) 改修事業に係る見積書の写し
- (5) 市税の滞納のないことの証明書（法人格のない団体の場合は、代表者の証明書）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、内容確認の上、補助金の交付決定の可否及び交付金額の審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査において、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付金額を決定し、山口市交流促進空家活用事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、また、適当でないと認めたときは、山口市交流促進空家活用事業補助金不交付決定通知書（様式第8号）によりそれぞれ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（認定事業の実施等）

第11条 認定事業の実施期間は、前条第2項の規定による交付決定を受けた日から当該年度の3月15日までとする。

2 補助対象期間は、前項の期間と同じとする。ただし、認定事業の実施期間前の事業実施については、市長が認定事業の遂行上、特に必要と認めた場合に限り、準備行為として補助対象とすることができるものとする。ただし、第7条第4項の規定による認定通知を受けた後の支出に限る。

(認定事業の補助金交付決定後の内容変更)

第12条 認定事業者は、第10条第2項の規定による交付決定を受けた後に、事業計画及び収支予算の主要部分の変更又は補助対象経費の20%以上の変更が生じるときは、山口市交流促進空家活用事業補助金交付決定後変更申請書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1)事業変更計画書(別紙7)

(2)変更後収支予算書(別紙8)

(3)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(内容変更の承認)

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付決定後変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更内容が適当であると認めるときは、決定事項及び変更後の交付金額を山口市交流促進空家活用事業補助金交付決定後変更承認通知書(様式第10号)により、また、適当でないとき山口市交流促進空家活用事業補助金交付決定後変更不承認通知書(様式第11号)により、それぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の承認において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第14条 認定事業者は、認定事業が完了した後、15日以内に認定事業の成果を記載した山口市交流促進空家活用事業補助金実績報告書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)事業実施内容報告書(別紙9)

(2)収支決算書(別紙10)

(3)認定事業の経過並びに成果を証する書類及び写真等

(4)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の額を確定し山口市交流促進空家活用事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第16条 認定事業者は、前条に規定する補助金交付確定通知書を受領した後、30日以内にその写しを添えて、山口市交流促進空家活用事業補助金交付請求書(様式第14号)を市長へ提出しなければならない。

2 認定事業者は、第10条第2項の規定による交付決定を受けた後、補助金の交付を概算払で受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、山口市交流促進空家活用事業補助金概算払申請書(様式第15号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出

しなければならない。

(1) 山口市交流促進空家活用事業補助金概算払請求書（様式第16号）

(2) その他、必要と認められる書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、認定事業を遂行する上で特に必要があると認めた場合、原則として1回に限り、交付決定した補助金の額の範囲内において概算払により交付することができる。

4 認定事業者は、前項の規定により交付された補助金が第15条の規定により確定した補助金の額を超えたときは、その超える額を速やかに返還しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第17条 認定事業者は、第10条第2項の規定による交付決定を受けた日から3年間は事業を継続すること。やむを得ず、事業を中止又は廃止し、財産を処分しようとする場合は、あらかじめ市長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 認定事業者は、認定事業により取得し又は効用の増加した設備等（以下「設備等」という。）のうち、1台につき50万円以上のものを補助金交付後3年以内に補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ山口市交流促進空家活用事業補助金財産処分承認申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、財産処分が適当であると認めるときは、山口市交流促進空家活用事業補助金財産処分承認通知書（様式第18号）により、また、適当でないと認めるときは、山口市交流促進空家活用事業補助金財産処分不承認通知書（様式第19号）により、それぞれ通知するものとする。

4 市長は、前項の承認をした認定事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

5 認定事業者は、設備等について、認定事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（関係書類の整備）

第18条 認定事業者は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（認定の取消し）

第19条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第20条 市長は、必要と認めるときは、事業実施期間の途中においても次の各号に掲げる
ことについて報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 認定事業の状況、実績
- (2) 認定事業の収支、決算
- (3) 認定事業の内容
- (4) その他市長が必要と認めること。

(成果の公表)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、本補助金の交付年度以降の認定事業の成果
について認定事業者に調査を行い、公表することができる。

2 認定事業者は、前項の規定により成果の調査を求められた時は、これに応じなければ
ならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(山口市空き家活用事業補助金交付要綱の廃止)

2 山口市空き家活用事業補助金交付要綱(令和2年5月1日施行)は、令和3年3月3
1日限り、廃止する。

(経過措置)

3 令和3年3月31日までに山口市空き家活用事業補助金交付要綱の規定による補助金
の交付を受けた事業に係る同要綱第19条の財産の管理及び処分、第20条の関係書類
の整備及び第23条の成果の公表については、同要綱の廃止後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第5条、第6条関係）

補助対象となる事業は空家活用分野とし、「事業の要件」、「補助率」及び「補助限度額」は以下のとおりとする。

【事業の要件】

- ① 市外県外からの移住定住、交流人口・関係人口の増加に繋がる事業であること。
- ② 山口市ならでの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資する事業であること。
- ③ 改修事業は、市内に本店又は支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。ただし、申請者が自ら施工する場合は、この限りでない。

【補助率・補助限度額】

対象経費	事業実施地域	補助率	補助金額
改修事業費及び交流事業費	農山村エリア	2/3	100万円
	それ以外の地域	1/2	
クラウドファンディングに係る経費	-	10/10	20万円

※補助金額における1,000円未満の端数は切り捨て。

※クラウドファンディングに係る経費については手数料のみを対象とする。

別表2（第5条関係）

補助対象経費

補助対象経費は、①改修事業費、②交流事業費に分けて整理をすること。なお、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費に含めないものとする。

①改修事業費

	区 分	内 容
申請者が自ら施工する場合	技術指導者謝金	申請者が自ら施工する場合の専門家からの技術指導に対する謝金
	技術指導者旅費	申請者が自ら施工する場合の専門家技術指導旅費
	資 材 費	申請者が自ら施工する場合の改修に必要な材料の購入に要する経費
業者と請負契約を交わす場合	改 修 工 事 費	内装、外装、給排水、電気、ガス等の設備の改修工事、耐震性を向上させる工事、交流事業を行う上で必要となる造作工事及び外構工事に要する経費
	設 計 等 委 託 料	改修に係る設計・監理業務の委託に要する経費
	撤 去 ・ 処 分 費	改修に係る家財道具等の撤去・処分に要する経費
そ の 他 の 経 費	市長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費的経費を除く）	

※改修に係る施工業者は、市内に本店又は支店を有する法人又は個人事業者であること。
ただし、申請者が自ら施工する場合は、この限りではない。

②交流事業費

区 分	内 容
講 師 等 謝 金	交流事業に係る講師等への謝金
講 師 等 旅 費	講師等の招致等に係る費用弁償に要する経費
消 耗 品 費	交流事業に必要な消耗品の購入に要する経費
印 刷 製 本 費	印刷及び製本を依頼するために要する経費
修 繕 料	備品の修繕、部品の取替等本体の維持管理、原状回復のための経費
通 信 運 搬 費	郵便料、電話料、インターネット使用料等に要する経費
広 告 宣 伝 費	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等での広告に要する経費
原 材 料 費	交流事業に必要な材料の購入に要する経費
施 設 等 借 上 料	会議・イベント等を開催する場合に会場費として支払われる経費
事 業 委 託 料	会議・イベント等の業務の委託に要する経費
備 品 購 入 費	その性質や形状を変えないこと、2年以上使用し、かつ保存できる物品を購入する経費
そ の 他 の 経 費	市長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費的経費を除く）

※クラウドファンディングによる支援者への情報発信（お礼も含む）に要する費用は補助対象経費に含めないものとする。